

認定鉄道事業者制度における「認定の効力の停止等」の処分基準の改正に関するパブリックコメントの募集について

平成21年2月20日

<お問い合わせ先>

国土交通省鉄道局施設課

03-5253-8111

(内線: 40862)

国土交通省では、「認定鉄道事業者制度等の取扱いについて」(平成12年鉄保第159号、鉄施第166号)における「認定の効力の停止等」の処分基準を改正する通達を発出することを検討しております。

このため、広く国民の皆様から、本改正についてのご意見を下記要領のとおり募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、ご意見に対して個別に回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

[意見募集要領]

◆送付方法

住所、氏名、年齢、職業(会社名又は所属団体等)、電話番号を必ず明記の上、次のいずれかの方法でご意見を送付願います。

(1) FAXの場合

番号: 03-5253-1634

国土交通省鉄道局施設課 パブリックコメント担当 宛

(2) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省鉄道局施設課 パブリックコメント担当 宛

(「認定鉄道事業者制度における「認定の効力の停止等」の処分基準の改正についての意見」と明記して下さい。)

(3) 電子メールの場合(テキスト形式でお願いいたします。)

メールアドレス: g_RWB_SST@mlit.go.jp 宛

(題名を「認定鉄道事業者制度における「認定の効力の停止等」の処分基準の改正についての意見」として下さい。)

※ ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見はご遠慮下さい。

※ ご意見に対しての個別の回答は致しておりません。

※ ご意見につきましては、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをご承知おき下さい。

◆提出の締切日

平成21年3月21日(郵送の場合は当日の消印有効)